

関勉氏顕彰動画等作成委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

関勉氏顕彰動画等作成委託業務

(2) 事業の目的

子どもたちの科学に関する探究・キャリア教育を推進するため、本県の名誉県民であり、世界的な天文研究家である関勉氏の顕彰動画等を作成する。

(3) 事業内容

別紙「関勉氏顕彰動画等作成委託業務に係る仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約開始(令和8年9月中旬予定)～令和9年2月26日(金)まで

2 見積限度額

5,800千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※なおこの金額は契約金額の上限を示すものであり、当課がこの金額で契約することを約束するものではありません。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「関勉氏顕彰動画等作成委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集の日から契約締結日までの間に、「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 高知県の指名競争入札参加資格を有しない企業においては、参加申込書の提出期限までに詳細な法人概要書(任意様式)を提出できる者であること。
- (4) 過去2営業年度以内に、動画作成等の受託実績があり、業務手法に精通している者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 高知県内に主たる営業所(本社又は本店等)を置く者であること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和8年7月29日(水)午後5時までに質疑書(様式-1)により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(様式-2)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書	A4縦	1部
法人概要書	A4縦	1部
動画等作成委託業務実績一覧表	A4縦	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年8月3日(月) 午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 住所 高知市丸ノ内1-7-52

高知県教育委員会事務局 生涯学習課 TEL 088-821-4745

(2) 資格要件の確認

高知県教育委員会事務局生涯学習課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年8月5日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 高知県教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は、令和8年9月4日(金)(予定)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

11 日程(予定)

令和8年8月 3日(月) 参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和8年8月 25日(火) 企画提案書の提出締切り
令和8年9月 3日(木) 審査委員会(プレゼンテーション)
令和8年9月 4日(金) 審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえ

で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－3により提出してください。

開示・非開示の判断は様式－3に基づき行うものではなく、様式－3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県教育委員会事務局 生涯学習課

担当者 松下・苫谷

TEL 088-821-4745

FAX 088-821-4505

E-mail 310401@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保

証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。